



神戸再生

阪神・淡路大震災
14年目を迎えて

No.10

神戸再生(Re Kobe)第10号
 ■発行者:神戸再生 RE KOBE
 ■〒650-0027/神戸市中央区中町通3-1-16
 サンビル201号
 ■TEL & FAX 078-371-4595
 ■E-mail k-saisci@coral.plala.or.jp
 ■URL http://www.rekobe.net/

あれから13年…。

忘れてはいけないことがある。

大神戸

詩人 玉川侑香

軒の店が解体された
どんな商店だったか誰も覚えていなかった
小さな市場が解体された
どんな市場だったか誰も覚えていなかった
ひとつのまちが更地になつた
どんなまちだったか誰も覚えていなかった
山がひとつなくなつた
どんな山だったか誰も覚えていなかった
埋立地ができた
誰が使うのか誰も知らなかつた
飛行機が機着陸した
誰もおりてこなかつた
受け取るひとは
たよりが一通届いた
もう誰もいなかつた



被災地の市民力、地域力は成熟したか？

神戸再生フォーラム・共同代表／村井雅清(被災地NGO協働センター)

阪神・淡路大震災から数えて13回目の「1・17」が各地で取り組まれた。6434名以上が亡くなるという、災害史に残る大規模災害となつたが、さてその後の長い復興の過程で被災地の市民力・地域力は、どれほど成熟しただろうか？この機会に少し振り返って見たい。

結論は正直言って、まだまだこれからというところだろう。震災のあったあの同じ年に、地方分権推進法が施行されたことはあまり知られていない。くしくも、あの時“ボランティア元年”という造語まで生まれたほど、市民・住民一人ひとりによる自主的な、主体的なボランティア活動が活発になり、被災地のあちらこちらで、市民による「主権在民」の姿を見ることができた。行政や企業が機能不全を起こしているときに、見事なまでに市民・住民は「自助」「共助」の力で、あの困難を乗り越え、「公助」として熟しつつ「いま」に到達した。

さて、あれから13年が過ぎ兵庫県や神戸市は、市民・住民との「協働」を強調するが、はたして市民力や地域力が対等に協働できるだけの苗床にまで成熟したのだろうか？市民・住民の側に、その潜在的な力が秘められていることはあの時に証明された。一方、対等に協働の相手となるべき県や市という地方自治体は、その体制が十分なのだろうか？

赤字財政への警笛が鳴らされている県・市の財政状況と地方分権の進み具合などを他の自治体とかんがみると、まだ被災地の「公助（官助）」のしくみは、十分に整備されていないのではないだろうか。それほどまでに、あの大地震の打撃は大きかったということだろうが、それだけに私たち市民・住民一人ひとりが担い手となって築き上げる市民力・地域力に大きな期待がかかる。

14年目を迎え、「いま」こそ正念場ではないかと、気持ちを引き締めたい。

営業再建への道いまだ途上

私は長田区でケミカルシューズの製造、加工の下請けを営んでいます。阪神・淡路大震災は、床の下から家より大きなハンマーで突き上げられるような衝撃で、今でも忘れられません。あの日から13年が経ちました。自宅も、工場も全壊で、私と息子二人は近所の人と家の下敷きになった人たちを、一人でも多く助け出そうと必死でした。鋸とハンマーだけしかなかったので、助けられなかった人のことが今でも脳裏に焼き付き、無念さが残ります。夜になり、やっと避難所を探しに行ったら、もう座る場所もなく、一晩、あの寒い夜を布団だけ取り出して、近所の人たちと空き地で過ごしました。後は、息子の友達の家、妹の友達の家、母の家と転々としました。自宅は震災2年前に、小さな家でしたがほとんどがローンで購入しました。借金はその時点では、その住宅ローン1000万円ほどで他にはありませんでした。更地になって家もなくなった今も、住宅ローンは毎月8万円を支払っています。

工場は賃貸でしたので、すぐ移動できました。三木市を皮切りに、西神の仮設工場で2回、兵庫区の支援工場、長田の現在の工場と、5回も移転を余儀なくされ、今日に至っています。工場に1回の移転費用は400万円必要でした。仕事を続けるために機械

再購入費、従業員確保のための給料、その他色々な費用として数千万円の借り入れをせざるを得ませんでした。会社を維持しながら、移転費用を稼ぐのが精いっぱいでした。普通は「山あり、谷あり」ですが、私にとっては「谷あり、谷あり」の連続でした。

あの震災の時に、まだ被災者が避難所にあふれているときに、神戸空港建設の話どころではなかったはずです。

震災の傷を抱えた業者は営業していくために、復興工場の家賃引き下げを国や兵庫県、神戸市に陳情に行っても、相手にされませんでした。3年前まで、10年間は月々の返済額が、住宅ローン(8万円)別で、45万円払い続けました。機械代だけでも返済が終わり、今からは少しは良くなるのではないかと思いつや、支援工場の名称も、ものづくりと変わり、兵庫県、神戸市は10年目で施策を打ち切りとなりました。売り上げもなかなか伸びず、従業員の社会保障もままならず、国保に切り替えてもらいました。返済も少額にしてくれていますが、それでも生きるのが精いっぱいです。

大震災から13年になり、神戸のまちは建物や道路は



整備され、確かに復興したかに見えます。被災者は本当に今のまち並みを望み、生活しているでしょうか。私たち、地場産業で働くものは、地域の住民が元気が出て、初めて営業が成り立ちます。今年は特に靴の資材に限らず、運送費、経費だけが上積みされ、気の重い年になりそうですが、しっかりと情勢を見て、自助努力が足りないのか、自問しながら、営業再建に、みんな同じスタートラインに立てるように、努力するのみです。 いずれの災害においても、自分たちの力だけでは、どう

にもならないことがあります。

この手で今まで何とかやって来た。
がんばるしかないでしょう。



もう少し早く、行政からの手助けが欲しかったです。残念です。でも負けません、がんばります。ありがとうございました。

中小企業向け経済施策にみる限界と可能性

中橋 一夫 (元商工中金勤務)現在／輸入貿易商社と不動産会社を経営・経営コンサルタント・社会保険労務士・1級DCプランナー(確定拠出年金専門家)・神戸再生フォーラム中小企業政策研究会会員

神戸市内の中小企業の経営状況は、90年代後半の景気の最悪期と比較しても、一部製造業を除けば改善している雰囲気はありません。特に小規模事業者の多くは、業種を問わず衰退を続けています。行政からは様々な中小企業向の経済施策が打ち出されていますが、その中には殆ど利用されていないか、周知されていない施策も散見されます。もっとも、この中小企業施策の空振りや片思い現象は、私の知る限りでは昭和50年代もありましたので、今に始まったことではなさそうです。

なぜこのように、せっかくの施策が、中小企業に届かず行政の自己満足だけで終わる結果になるのでしょうか。3つの要因を指摘しておきます。

第一の要因として、現在の中小零細企業が抱える課題の多様化と複雑化があります。販売不振、後継者問題、経営知識の不足、収益力の低下、過剰債務、資金調達難、資金繰り、発注先の海外移転、技術革新への対応遅れ、少子高齢化による消費構造の変化、若年層の採用難、人材育成問題、人件費の上昇圧力、消費者の嗜好の変化、海外からの低価格商品の流入、将来的な経営環境への不安…多くの中小企業の経営者は複数の課題に直面しており、それらが錯綜してさらに問題を複雑化しているため、経営課題の形は経営者の数だけ存在しています。経営者は日常の業務と資金繰りに追われる中で、どの課題から手を付ければよいのか判断とせず日々混沌としている状態にあります。

錯綜した経営課題に埋もれている経営者にとって、縦割り行政に合わせて単純化された経済施策は他人事のように感じており、心には響いていないのではと思われます。

第二の要因として、政策立案者の中小企業経営に対する共感と理解の欠如があります。統計と想像で政策を作らざる得ない行政担当者の限界とも言えます。

言い換えるならば、中小企業の経営に携わったものでなければ中小企業が直面する本当の経営問題は理解できず、有効な施策を生み出すことは困難です。雇用や給与が安定し保証されている役所の担当者に、将来が見えず収入も安定せずに波間に漂うような中小零細企業の経営者の気持ちが分かることはないでしょうし、中小企業が欲する本当の経営ニーズは掴むのは困難です。しかし、行政側の担当者に中小企業経営の経験を求めるのは現実的ではないため、施策作成に際してどれだけ多くの現役の中小企業経営者の声を取り込むかにあるでしょう。中小企業の生きた

経営情報やニーズは、政策立案者の靴のかかとの磨り減った量に比例するのかも知れません。

第3の要因として、中小企業の新陳代謝の問題があります。施策を立案する行政側に、行政が行う施策は将来の発展に向けて頑張る企業を支援するためにあるべき、との前提があるようと思われます。中小企業の廃業や事業からの引退を、積極的に支援する施策を私は知りません。

廃業や事業の売却を考えているが、資産の売却、債権債務の整理、従業員の退職等知識の乏しい経営者にとって、それらを円滑に進めることは非常に高い壁になっています。またそのような繊細な問題を相談できる人が周囲に見当たらないことから、具体的な結論を出せぬままに日常の仕事に追われている経営者が多くいます。特に後継者がいない高齢の経営者にとっては切実な問題になっています。先日の日経に、自民党が中小企業の事業承継を円滑にする支援策として、顧客や設備、技能があるにもかかわらず、後継者難で廃業を

迫られている事業者と、企業を目指す人を橋渡しする事業支援承認センターを各都道府県に設置する構想が報道されました。廃業を考える経営者にとっても、企業を考える人たちにとっても、早い実現が待たれる施策です。廃業や事業の売却は、否定的なイメージで捉えられることが多い、行政がそのような行為を支援することに抵抗があったのかもしれません、会社や経営者の新陳代謝は中小企業の世界においても、経済の活性化のためには不可欠です。従来の中小企業施策には、新陳代謝支援の哲学が欠けていたため、経営者の本音に追っていかなかったと言えるかも知れません。

最後に、中小企業金融の本来の目的について触れておきます。貸し済りが喧伝された時期には、資金繰りに行き詰った企業や事業者を救済するのが中小企業金融の主目的として考えられていました。しかし、本来の中小企業金融は経営安定の手段の一つであり、金融施策は新たに生まれる企業の創業資金や、引き続き発展する意欲を持った企業の設備資金や運転資金を主な対象とすべきものです。金融困窮者に対する救済的な融資は、資金が企業と金融機関の間を流れるだけであり、経済の活性化に繋がることはありません。救済的な金融は、社会政策(セーフティネット)として検討されるべき問題であり、中小企業金融の中心に議論される問題ではありません。

また中小企業金融を量的に拡大しても経済の活性化は期待できません。経済の活性化は金融施策だけでなく、金融以外の経済施策を含めて総合的に行うべきものです。

地域や業界に経済発展の光が見えれば、多くの経営者は新規投資や新事業の展開を考えます。地域経済に活力と雇用の安定を実感すれば、個人消費も現状よりは活性化するでしょう。そうなれば地域にお金が回り始めます。

そのためには若者を呼び込み、人口を増やし(予想される衰退を抑制し)、生産性が高く雇用に波及効果のある核となる産業を育成する必要があります。

経済や社会の問題には、経済の活性化無しには解決し得ない問題が多くあります。困難で重い課題ですが、経済の活性化のための的確な政策立案能力を持つことは、行政への参画を目指す「神戸再生フォーラム」にとっても不可欠です。

そのためには中小企業経営に係る視点だけでなく、経済全体に関するより深い理解と洞察が求められるのではないでしょうか。



多重債務と地域金融

2006年12月、新たな多重債務者の発生抑制のため、新貸金業法が成立しました。これは、2006年1月13、19、24日の最高裁判所判決で、「利息制限法の上限金利を超過して支払った利息は無効との判断(日本公認会計士協会)」がなされたことがきっかけです。利息制限法の上限金利(元本10万円未満 年利20%、10万円以上100万円未満 年利18%、100万円以上 年利15%)を超える金利(超過利息)は絶対的に無効であり、出資法で許された金利年29.2%と上限金利との差は、債務者は強制されて支払っているとし、貸金業者は超過利息(不当利得)を債務者に返還すべきとしました。結果、簡単な過払金返還請求訴訟については、本人だけでも戦いが可能になりました。このような成果を得ることができたのは、長年多重債務に泣かされた被害者と救済活動に当たった弁護士・司法書士及び被害者の会ほかの運動団体の活動のおかげです。

一方、貸金業者は債務者の不当利息返還請求される場合に備え、日本公認会計士会の監査指針に従い、引当金を計上していますが、過去に取り込んだ超過利息を自発的に債務者に返そうとはしていません。既存契約変更や新規契約による金利引き下げをはじめたところもありますが、これは過去の過払い金を債務者に返還せず、債務者の選別を行い、優良顧客を囲い込むためです。

一方で、武富士・アコム・アイフル・プロミスの大手貸金業者4社は融資(貸出)残高を、2007年1月末5兆6800億円から2008年1月末4兆9000億円へと、14%圧縮をしました(2008年2月21日付、日本経済新聞)。これは貸し惜しみ、貸しはがしをしたということです。信用度の低い債務者は切り捨てヤミ金融に追い込み、再度上限利息の引き上げの正当化を狙っています。

そんななか、大手貸金業者4社は、大幅な店舗削減・人員削減も終え、2008年3月期は黒字決算を見込んでいます。

多重債務被害の多くは、決して特別な人たちではありません。借金を返そうと一生懸命のあまり他の貸金業者に借り、親戚その他係りにも支援をしてもらい、ついにはヤミ金融にまで手を伸ばし深みに陥ったケースがほとんどです。生業のため借りる人がたくさんいます。設備資金の調達で商工ローンに走った人、今日の仕入れの決済に数万円足りないから消費者金融に走った人がいます。

高田 富三(神戸再生フォーラム)

そもそも利息制限法の上限利息そのものが高い水準です。今、全世界の金融市場に混乱をもたらしているアメリカのサブプライムローン(住宅ローン)の最初の2、3年間の金利は年5~6%の固定、その後概ね7~15%の変動です。サブプライムローンの与信基準として、「過去5年間に破産していること」など日本ではとても借り入れが困難な所得層です。そのような層に当初の2、3年間だけ固定低金利、その後変動という特性を十分説明せず、融資担保の処分や過重な手数料から得る収益を目当てにして借手の返済能力を無視して行われる消費者ローン貸出は「略奪的貸出」と呼ばれています。

しかし、問題が顕在化した当時のFRB公定歩合は5.75%p.a.(07年8月17日現在)、日本の公定歩合0.75%p.a.(07年2月21日以降)です。不動産担保があるとはいって、利息制限法の上限金利が異常に高く、日本の貸金業者の利幅がアメリカの業者に比し、いかに大きいかもわかります。さらに、日本の貸金業者の取立ての酷さは、その比ではありません。

アメリカのサブプライムローンの債務者は泡沫(うたかた)の夢を見ましたが、日本のサラ金債務者は、うなされる夜の連続でした。

債務者が、貸金業者に頼るのは、その利便性もありますが、一般金融機関が貸してくれないところにあります。誰も消費者金融や商工ローンでお金を借りたい人はいません。銀行などの金融機関は中小零細業者(業者)には門戸を以前より一層狭くしています。政府金融機関が統合で効率主義に走ることは業者切捨てに繋がります。地域金融を構成する地方銀行・第2地方銀行・信用金庫・信用組合も、金融庁の要請による「地域密着型金融推進計画」に基づき、「収益第一主義」と「選択と集中」による選別・切捨ての方向に進むざるを得ない状況です。これによって金融機関の収益は一時的によくなるかもしれません。

しかし、通常でも大企業に比べ購買力・販売力に差があり、自己資本比率でも太刀打ちできない業者が、消費者金融や

商工ローンに依存して資金調達するならば、結果は明らかです。それ以上に「今ここにある危機」を乗り切ろうとしている業者に政府金融や地域金融が手を差し伸べなければ、倒産・廃業を加速させることになるでしょう。結局、地域金融自身の首を絞めることになるでしょう。

地域金融は、地域主義を確立し、地域で集めたお金は地域内で貸出金として活用し、地域の発展・活性化に寄与し、できるだけ多くの顧客に利用されるように工夫し、金融機関本来が持つ公共性を高め、地方自治体の制度融資取扱比率・保証協会付保率を高める中で収益の向上することが望されます。神戸市には、地域金融への応援とともに、多重債務に陥った業者や消費者金融・商工ローンへの依存度の高い業者への特別の保証・

融資の創設、地域金融への橋渡しが望れます。



そら見たことか! 赤字うみ。



本紙が昨年の第7号で危惧した通り、またまた「海上アクセス」に大盤振る舞い。続ければ続けるほど、傷口が広がり市民への負担が増大します。

2月18日、神戸市は、2008年度(2008・4・1~2009・3・31)の予算で、「海上アクセス」に対し、船舶購入費として3億9300万円を無利子で貸付け、船舶維持費などとして約1億9500万円を補助することを発表しました。ちなみに、07年度の補助金は2億7500万円で、利用者の駐車料金も無料化しました。しかし、一便の定員120人に対し平均22人しか乗船しませんでした(08年1月末現在)。07年度末(2008・3・31)の累積損失は163億円(2006年度期末)より悪化しているでしょう。

2月18日の記者会見で、矢田立郎神戸市長は「海上アクセスの意義については、関西全体の発展に向けて、特に関西国際空港との関係を強化しようということで、既に関西全体のメンバーが集まっているところで合意ができるわけです」といっています。

つまり矢田市長は、神戸市民とではなく、「関西全体のメンバー(これが何を意味するのかがわかりにくいのですが、神戸市民でないことは間違いないでしょう)との合意のため運行しているというわけです。市民の税金をいくら「海上アクセス」に投入しても資金は枯渇し、破綻の規模はますます大きくなってくるでしょう。果たして「関西全体のメンバー」は、「海上アクセス」の赤字を負担してくれるのでしょうか。「関西国際空港との関係を強化」と「海上アクセス」とは何の因果関係もないから無理でしょう。

累積損失(2007年3月31日現在)163億円や年間2億円の補助金は帰ってこないお金です。

刊行のご案内

いとしの能登 よみがえれ! ボランティアの能登ノート

Photo & Message

地震なんかに負けない! 震度を応援したい!
みんなの思いをのせて

企画・製作/震度がつなぐ全国ネットワーク
文/村井雅也 写真/中山路樹
編集/並木誠一 中田かほる 比嘉一 大野田穂
プロデューサー/村井雅也(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)

B5版48ページ
定価1500円(税込)

予約受付中

発行は2008年3月25日
震度半島地獄の1年総括
販売しています。

予約受付中。ぜひごらんください。

刊行委員会委員長

中島 浩(神戸立正大二院)実行委員会・事務局長)
刊行への賛同呼びかけ人(順不同)
柳田 陽男(ソシティクション代表)
白羽 亮介(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
林 也智子(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
永島 美子(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
荒田 勝也(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
鶴岡 文彦(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
吉本 正美(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
木津 兼一(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
小野田全宏(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
大石 久子(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
山下 由良(震度がつなぐ全国ネットワーク代表)
坂崎 利平 関根(越前市・福井県)
朴 一(大阪府立大学附属医学研究科教授)

ご予約申込欄にご記入の上、下記までFAXでお申し込みください。メールでも受け付けています。

1冊1500円(税込)の予定です。送料別途。なお、発送の一部は震度半島地獄復興支援に使われさせていただきます。

ご予約お申込欄 [] に申し込みます。(10冊以上のご注文から送料無料とさせていただきます。)

お名前 [] お預け料金 [] お手数料 []

TEL [] FAX [] E-mail []

お申込み
お問い合わせ先

震度がつなぐ全国ネットワーク神戸事務局-震度半島地獄復興センター

TEL:078-574-0702 FAX:078-574-0702 Email:engo@pure.ne.jp

能登からのフォトメッセージ。

●横文字都市を嗜う...。ファッショナブル都市、アーバン、リゾート、コンベンション。みんな言葉遊びだけ...。こんどはデザイン都市ですか! こんな空疎な横文字でカッコいいと言つて恥ずかしくないですか? 春先の花粉症みたいなどエン(鼻炎)ナーレなんて宣伝は願い下げですよ。

被災者生活再建支援法はどこまで来たのか

弁護士 津久井 進(兵庫県災害復興支援委員会委員長)



改正・被災者生活再建支援法が、昨年11月16日に公布されました。

阪神・淡路大震災から実に13年という歳月が過ぎました。思えば、本当にほんとうに長い道のりでした。

支援法の生みの親は、まぎれもなく私たち阪神・淡路大震災の被災者です。発祥の地は、この神戸の地です。この地で生まれた改正法が、今や、能登半島や新潟中越地方の被災者の方々を勇気付ける大役を果たそうと、遠い被災地に臨んでいるわけですから、実際に役に立つならば感無量の思いがします。

しかし、支援法は、難産の末に生まれ、お世辞にも良い法律とは言えませんでした。平成10年5月の成立当時の合い言葉だった「小さく生んで大きく育てよう」のスローガンは、言い換えると、被災地の必死の思いを封じられた悔しさの吐露でもありました。



当初の支援法は、①全壊した被災者で、②経済的に困窮している人だけに、③100万円だけ渡しましょう、という内容でした。公的支援としては、あまりに小さく無力な内容です。何よりも「私財である住宅に公金は出せない」などという迷言の呪縛を受け、住宅復興のあり方をめぐる神学論争の(悪い意味での)象徴的存在となってしまいました。

その後、「生活の復興は住まいから始まる」という、被災者ならば当たり前の事柄について、いろんな切り口から延々と議論がたたかわされました。日本国憲法を素直に理解すれば、こんなこと実に簡単に解ける問題です。しかし、残念だったのは、「被災者の生の声」、「被災地の真の姿」から目を背けた議論が横行したことです。それでも被災地の正論を後押しする動きは続きました。政府の「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」(廣井脩委員長)では「住宅再建は地域社会の復興と深く結びついていて公共性がある」という思い切った意見を公表しました。平成12年10月の鳥取県西部地震では、片山善博知事が、霞ヶ関の制止を振り切って

震災復興13年に立って

塩崎 賢明(神戸大学大学院工学研究科教授)



阪神・淡路大震災から13年が経過する。もういい加減に、震災でもないだろうという声があちこちから聞こえる。残念なことに、被災地で運動してきたはずの人々の中からも。

しかし、被災地の中と外をよく見てみると、そんなことはとても言えない。神戸市内では、いまや被災の爪跡を見ることはほとんどない。他地域から訪れる人は、ここが13年前に廃墟と化したまちだったとは信じがたいことだろう。しかし、「創造的復興」の名の下に、インフラやハード施設の復旧・復興にまい進した結果、外見上は立派なまちに見えるようになったが、被災者の生活・生業の再建は本当に成し遂げられたのか。問題はいまも残ったままであり、深刻である。新長田の再開発事業は、外見上も完成しておらず、今でも300億円以上の赤字を抱え、今後計画通り15棟のビル建設をすれば赤字はさらに膨れ上がる見られる。完成了ビルには空き床が目立ち、この巨大な事業が現実にそぐわなくなっていることは、いまや誰の目にも明瞭である。しかし、最も深刻な問題はビル内に踏みとどまった商店の苦境である。多額の借金を抱え、客足は減る中で、固定資産税だけはつり上がっていく。震災前から商売をしている被災者は再開発事業を潜り抜ける中で

青息吐息になっているのに、「ニューカマー」の新規参入者にはさまざまな特典が与えられ、しかも、利益が上がらないとわかるとさっさと撤退する。これがいったい、被災者を救う復興事業といえるのか。

創造的復興は被災者救済ではなく、まちを外見上「近代的」にするだけのものとなっている。この事実をしっかりと認識し、教訓として他地域に伝えることは被災地の責務

だと痛感する。被災地の外では、阪神・淡路大震災以後、六つもの地震と台風災害が起こり、復興のあり方が大きく問われてきた。

最大の課題は、住宅再建の支援制度である。幸いにして昨年11月に被災者生活再建支援法の大幅な改正が実現し、やっと住宅再建に役立てる制度になりつつある。ここまでくるのに12年余りの年月を費やしたが、阪神・淡路大震災の被災地はこの法律制定と改正に大いに貢献した。被災時に全国から受けた支援に対して、ひとつ大切な返しができたものと言えるだろう。

この間の被災は神戸に比べて都市化の進んでいない地方部で



発生したため、地域社会の維持・再生が重要課題であることがわかりやすかった。住宅再建制度が実質的に役立つものとなれば、その効果も上がっていく。しかし、今後、大都市で災害が起きた場合、神戸のような住宅復興・都市復興に再び取り組むのか。この点はまだ、大きく残された課題である。都市部で被災者を救う復興の制度的な準備は全くといっていいほどできていない。貝原俊民前知事は、日本災害復興学会での挨拶で、成熟化した現代社会における復興の仕組みができていないことに大きな危惧を表明した。ここにも大都市型被災地神戸からの発信が必要なのである。

ホームページもご覧ください。

<http://www.rekobe.net/>

神戸再生 | RE KOBE

神戸再生フォーラムにぜひご入会ください(年会費一口1,000円)。お電話、メールでどうぞ。

●郵便振替／00910-8-264805